

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年8月11日

【四半期会計期間】 第69期第1四半期(自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)

【会社名】 フジテック株式会社

【英訳名】 FUJITEC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内山 高一

【本店の所在の場所】 滋賀県彦根市宮田町591番地1

【電話番号】 0749(30)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務本部長 加藤 義一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目9番6号

【電話番号】 03(4330)8200(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社 総務部長 金井 弘之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

フジテック株式会社 東京本社

(東京都港区三田三丁目9番6号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期 連結累計期間	第69期 第1四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自 2014年4月1日 至 2014年6月30日	自 2015年4月1日 至 2015年6月30日	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日
売上高 (百万円)	34,531	38,499	165,297
経常利益 (百万円)	2,825	3,751	14,826
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,464	2,567	8,356
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	541	2,615	19,343
純資産額 (百万円)	94,668	98,537	104,620
総資産額 (百万円)	151,521	174,598	179,856
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	15.80	31.73	90.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	15.79	31.70	90.79
自己資本比率 (%)	56.5	49.8	51.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含めていません。
- 3 1株当たり四半期（当期）純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式を含めています。
- 4 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期（当期）純利益」を「親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益」ととしています。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間の世界経済は、中国の景気拡大ペースが鈍化し、韓国、台湾やアセアン地域でも、景気の伸びは緩やかなものとなりました。北米では、個人消費の増加や好調な雇用情勢から、景気は順調に拡大しました。欧州では、ギリシャ情勢により混乱はあるものの、回復基調が継続しました。日本では、雇用情勢の改善や個人所得の増加などで、景気は緩やかに回復しました。

昇降機業界におきましては、中国では、大都市で不動産市場に回復の兆しがみられるものの、需要全体では前年同四半期並みとなりました。他のアジア地域の需要は総じて伸び悩みましたが、北米では堅調に推移しました。日本では、マンション販売が近畿圏で増加するなど持ち直しつつありますが、建築費上昇により、中小規模の開発計画を先送りする動きもみられました。

このような情勢のもと、当第1四半期連結累計期間の国内市場は、既設エレベータの安全性・快適性を高めるモダニゼーション事業では、主力商品の「制御盤交換パッケージ」や適用機種を拡大した「安全向上パッケージ」の拡販に努めました。新設事業では、マンション向けエレベータの受注は堅調に推移しましたが、店舗やオフィス向けエレベータ、エスカレータの需要動向に伴い、国内受注高は、前年同四半期比17.0%減の167億42百万円となりました。

海外市場においては、南アジアで増加する一方、東アジアで減少し、海外受注高は227億62百万円（同4.4%増）となりました。なお、海外受注高は為替変動による影響を除くと、実質6.8%減となっています。

以上の結果、受注高合計は、395億4百万円（同5.9%減）となりました。

売上高は、国内売上高138億5百万円（前年同四半期比10.7%増）、海外売上高246億93百万円（同12.0%増）となり、合計で384億99百万円（同11.5%増）となりました。なお、海外売上高は為替変動による影響を除くと、実質0.5%減となっています。

受注残高は、国内受注残高507億34百万円（前連結会計年度末比6.2%増）、海外受注残高1,307億37百万円（同9.9%増）となり、合計で1,814億72百万円（同8.8%増）となりました。なお、海外受注残高は為替変動による影響を除くと、実質1.4%減となっています。

損益面では、営業利益は主に日本での増益により32億31百万円（前年同四半期比19.6%増）、経常利益は為替差益により37億51百万円（同32.8%増）となりました。税金等調整前四半期純利益は、37億13百万円（同31.8%増）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は25億67百万円（同75.3%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

(日 本)

売上高は、新設工事、モダンゼーション工事ともに増加し、148億83百万円（前年同四半期比9.9%増）となりました。営業利益は、労働力不足や円安などによるコスト上昇に対し、販売価格の改善により、13億50百万円（同4億27百万円増）となりました。

(北 米)

売上高は、新設工事の増加により、53億円（前年同四半期比42.2%増）となりました。営業損益は、据付コストの改善などにより、前年同四半期比1億15百万円改善の1億81百万円の営業損失となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質26.9%増となりました。

(欧 州)

売上高は、エスカレータ販売の減少により、1億20百万円（前年同四半期比34.8%減）となり、7百万円の営業損失（前年同四半期 営業損失1百万円）となりました。

(南アジア)

売上高は、修理工事をはじめとしたアフターマーケット事業で増加し、48億12百万円（前年同四半期比30.9%増）となりました。営業利益は、売上の増加により、7億7百万円（同1億99百万円増）となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質20.0%増となりました。

(東アジア)

売上高は、164億33百万円と前年同四半期比で1.6%増となりましたが、為替変動による影響を除くと中国での減少により、実質11.0%減となりました。営業利益は、競争激化により採算性が低下し、13億17百万円（同2億11百万円減）となりました。

財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産額は、1,745億98百万円となり、前連結会計年度末に比べ52億58百万円減少しました。これは主に、現金及び預金が減少したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ8億24百万円増加し、760億60百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金および電子記録債務の減少に対し、短期借入金や退職給付に係る負債が増加したことによります。

純資産額は、985億37百万円となり、前連結会計年度末に比べ60億82百万円減少しました。これは主に、利益剰余金の増加15億16百万円に対して、自己株式を76億66百万円取得したことによります。また、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は49.8%（前連結会計年度末比2.1ポイント減）となり、1株当たり純資産額は1,081.81円（同6.99円増）となりました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更ならびに新たに発生した課題はありません。

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の更新について、2013年6月25日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において決議しており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

I 会社支配に関する基本方針

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界23の国と地域に12の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を生産するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

II 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは会社支配に関する基本方針の実現をめざす特別な取組みとして、下記IIIで記載するもののほか、以下の取組みを行っています。

1. 中期経営計画に基づく取組みについて

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2010年4月から進めてきた中期経営計画（One Goal, One Fujitec）に続き、2013年4月から新しい中期経営計画（Grow Together! Yes, Fujitec Can）をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- ・グローバル市場において、フルラインプロデューサーとして商品供給力とコスト競争力を高める。
- ・日本を含むアジア地域での生産再編を加速し、グローバルサプライチェーンの改革を実現する。
- ・安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える。
- ・グローバル人材の育成を強化する。

という4つの行動ビジョンを掲げ、企業価値の持続的成長を実現するために、進出する全ての市場においてマーケット・シェアを拡大し、グローバル市場でのプレゼンスを高めることを経営方針の中核としています。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主、顧客、ユーザー、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えています。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公平かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めています。

(1) グループガバナンス体制の強化

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、監督機能を有する取締役会のチェック機能を強化するために、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、さらに変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役および執行役員の任期を1年としています。また、取締役会から独立した監査役会を設置し、監査役の職務を円滑に遂行するために監査役スタッフを監査役室に置いています。

(2)コンプライアンス体制の強化

当社は、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図ることを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会では、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、社員の集合教育、eラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、社員の職種・階層および部門に応じた研修等を励行し、法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設し、職制ラインによらずして各社員から直接に相談、通報等を受けることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。

(3)リスク管理体制の強化

当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、事業リスクの低減と倫理・遵法・環境・品質問題など社会的に大きな影響を与えるリスクの根絶を目指し、リスクの早期発見とその対策に取り組んでいます。この下位組織として、「リスクマネジメント運営委員会」、「情報セキュリティ委員会」などを設置して、リスクマネジメントが全社的に機能するよう、情報の収集および指導・管理を行い、企業を取り巻く潜在的なリスクに対して、迅速かつ的確な対処を行っています。

(4)内部統制の強化

当社は、2006年5月1日に施行された会社法に対応し、「内部統制基本方針」を取締役会において決議のうえ、この方針に基づいて当社グループの内部統制システムを構築し、その活動を推進しています。また、2008年4月1日以降「金融商品取引法」によって要求された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」に対応するため、業務プロセスの見える化などを図り、内部統制システムを整備のうえ、その評価、監査を実施しています。

III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

1. 本プランの目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の判断に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われます。

したがって、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様が意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を提示する場合があります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、本プランにおいて、大量取得の提案が行われた場合に大規模買付者および当社取締役会が遵守すべき手続きを客観的かつ具体的に定めるものです。

2. 本プランの内容

(1)本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、（i）事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ii）当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、（iii）当社取締役会が株主の皆様には当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループ（下記（2）において定義されます。以下同じ。）に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合などで、本プラン所定の発動要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当て（その主な内容は別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとします。）を行います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。独立委員会の委員は、土肥孝治氏、加藤誠氏および中野正信氏であります（各委員の氏名および略歴については別紙1をご参照願います。）。

また当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2)対象となる買付等

本プランは、（i）特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第6条第2項若しくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同じ。）、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為または、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

(3)大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2.（2）に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4)大規模買付者による情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。なお、大規模買付者に対しては、独立委員会が適宜提出期限を定め、当社取締役会が本必要情報の提供を求めるものとし、

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員、業務執行組合員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容および当社が行う事業経営の経験等を含みます。）
 - ② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社所有有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、場所、方法および相手方を含みます。）および当社所有有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、また、その履行可能性を問いません。）
 - ③ 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
 - ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用政策等
 - ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
 - ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑧ その他当社取締役会若しくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (注) 1 (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所有有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- 2 特定株主グループが、(注) 1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、(注) 1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めない限り、同じとします。
 - 4 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、独立委員会に諮問し、独立委員会が適宜回答期限を定めたうえで、当社取締役会が、大規模買付者に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

(5)大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要な範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先、従業員、地域関係者等から意見を聴取したりします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

大規模買付者およびその特定株主グループは、取締役会検討期間が経過するまで、大規模買付行為に着手することができないものとします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1)独立委員会の勧告

大規模買付行為が開始された場合、独立委員会は、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、下記(2)「対抗措置の発動要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」といいます。）が存すると判断した場合、引き続き大規模買付者より情報提供や大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置としての新株予約権（その主な内容は別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。

また、独立委員会は、ある大規模買付行為について下記(2)「対抗措置の発動要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思確認総会を開催することを勧告できるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、あるいは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、株主意思確認総会の開催を勧告できる場合にも当たらないし、また発動事由も存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することになった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(2) 対抗措置の発動要件

本プランにおける対抗措置の発動要件は、下記のとおりです。

(発動事由その1)

本プランに定められた手続きに従わない大規模買付行為であり（大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

(発動事由その2)

次の①ないし⑦に該当する場合で、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合。
 - (i) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為。
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。
 - (iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合。
- ③ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合。
- ④ 取得行為の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループの本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合。
- ⑤ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合。
- ⑥ 大規模買付者による大量取得後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、エレベータ事業、立体駐車場設備事業の安全性に支障をきたすおそれのある場合。
- ⑦ その他①ないし⑥に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると認められる場合。

(3)当社取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行うものとします。但し、次の(4)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(4)株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(1)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認総会の開催を勧告した場合で、当社取締役会も株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

この場合、大規模買付者およびその特定株主グループは、株主意思確認総会における決議が終了するまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(5)情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規定・規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況、または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1)本更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様に提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本更新は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、当社株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3)対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権を行使して株式を取得するためには、一定の期間内に、一定の金額の払い込みを完了していただく必要があります。

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従って新株予約権の取得を行なう場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

なお、これらの手続きの詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令・金融商品取引所の規定・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、並びに修正・変更等の場合にはその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV 本更新が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本更新にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しています。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3. 株主意思を重視するものであること

本更新は、当社の本定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付され、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、対抗措置発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。なお、独立委員会の規則の概要については別紙3を参照願います。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされ、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しています。

したがって、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっています。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされ、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

別紙 1

独立委員会の委員の氏名・略歴

土肥 孝治（どひ たかはる）

1933年 7 月12日生まれ
1958年 検事任官
1992年 次長検事
1993年 大阪高検検事長
1995年 東京高検検事長
1996年 検事総長
1998年 弁護士登録

加藤 誠（かとう まこと）

1940年12月13日生まれ
1995年 伊藤忠商事株式会社 取締役
1997年 同社 常務取締役
1998年 同社 代表取締役専務
2001年 同社 代表取締役副社長
2006年 同社 取締役副会長
2007年 同社 相談役
2010年 同社 理事（現任）
2011年 シャープ株式会社 社外取締役（現任）

中野 正信（なかの まさのぶ）

1947年 2 月 6 日生まれ
1970年 監査法人中央会計事務所入所
1975年 公認会計士登録
1989年 中央新光監査法人代表社員
2000年 中野正信公認会計士事務所開設 所長（現任）
2002年 税理士登録
2005年 税理士法人T A S 設立 代表社員（現任）

別紙2

本新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項を付するか否か、その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）及び取得がなされる日までに上記特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち上記特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

別紙 3

独立委員会の規定の概要

- ・ 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、4億3百万円であります。このうち、日本において3億84百万円、東アジアを中心とした海外において19百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 資本の財源および資金の流動性についての分析

当社グループは、運転資金および設備投資資金については、内部資金または借入により調達しています。このうち、運転資金の借入による調達は、期限が一年以内の短期借入金で、各々の連結会社が運転資金として使用する現地通貨で調達することが一般的であります。2015年6月30日現在、短期借入金残高は106億25百万円であります。これに対して、生産設備などの長期資金の借入による調達は、原則として、長期借入金で行っています。2015年6月30日現在、長期借入金残高（1年内返済予定の長期借入金を含む）は17億44百万円であり、円および米ドルによる借入であります。

当社グループは、営業活動から得られるキャッシュ・フローおよび借入、必要に応じて資本市場等よりの調達により、当社グループの成長を維持するために将来必要な運転資金および生産設備などの長期資金を調達することが可能と考えています。

なお、当社は現在、社債発行枠が100億円の発行登録を継続しています。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2015年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2015年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	93,767,317	93,767,317	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
計	93,767,317	93,767,317	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日 ～2015年6月30日	—	93,767	—	12,533	—	14,565

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2015年3月31日の株主名簿により記載しています。

① 【発行済株式】

2015年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,214,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 87,532,400	875,324	—
単元未満株式	普通株式 20,217	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	93,767,317	—	—
総株主の議決権	—	875,324	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株および従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する727,000株が含まれています。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数15個および従業員持株会支援信託E S O Pの完全議決権株式に係る議決権の数7,270個が含まれています。
- 2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式86株が含まれています。
- 3 完全議決権株式(自己株式等)には、2015年4月9日に取得した自己株式6,491,400株を含めていません。

② 【自己株式等】

2015年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
フジテック株式会社	滋賀県彦根市宮田町591番地1	6,214,700	—	6,214,700	6.63
計	—	6,214,700	—	6,214,700	6.63

- (注) 1 上記には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式727,000株を含めていません。
- 2 自己名義所有株式数には、2015年4月9日に取得した自己株式6,491,400株を含めていません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2015年4月1日から2015年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2015年4月1日から2015年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2015年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,674	44,814
受取手形及び売掛金	53,184	50,563
商品及び製品	6,333	8,056
仕掛品	6,403	6,558
原材料及び貯蔵品	7,817	8,845
その他	8,167	8,729
貸倒引当金	△1,445	△1,508
流動資産合計	132,134	126,058
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	18,446	18,217
機械装置及び運搬具（純額）	2,677	2,897
工具、器具及び備品（純額）	1,953	1,967
土地	6,948	6,946
建設仮勘定	2,859	3,386
有形固定資産合計	32,885	33,416
無形固定資産		
のれん	685	642
その他	3,626	3,610
無形固定資産合計	4,311	4,253
投資その他の資産		
投資有価証券	7,977	8,269
長期貸付金	14	15
その他	2,662	2,740
貸倒引当金	△130	△155
投資その他の資産合計	10,524	10,869
固定資産合計	47,722	48,539
資産合計	179,856	174,598

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2015年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,247	13,782
電子記録債務	5,281	4,682
短期借入金	7,911	10,625
1年内返済予定の長期借入金	352	358
未払法人税等	1,706	1,433
賞与引当金	3,241	3,373
工事損失引当金	6,421	5,660
その他の引当金	378	352
前受金	22,533	23,206
その他	8,333	8,539
流動負債合計	71,406	72,013
固定負債		
長期借入金	1,379	1,385
退職給付に係る負債	1,103	1,242
その他	1,347	1,418
固定負債合計	3,829	4,046
負債合計	75,236	76,060
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,533	12,533
資本剰余金	14,565	14,565
利益剰余金	75,239	76,756
自己株式	△7,826	△15,474
株主資本合計	94,512	88,381
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,435	2,640
繰延ヘッジ損益	—	4
為替換算調整勘定	△3,540	△4,029
退職給付に係る調整累計額	△86	△72
その他の包括利益累計額合計	△1,191	△1,456
新株予約権	56	56
非支配株主持分	11,243	11,556
純資産合計	104,620	98,537
負債純資産合計	179,856	174,598

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)
売上高	34,531	38,499
売上原価	26,881	29,910
売上総利益	7,649	8,589
販売費及び一般管理費	4,947	5,357
営業利益	2,701	3,231
営業外収益		
受取利息	208	232
受取配当金	139	111
為替差益	—	136
その他	114	105
営業外収益合計	461	586
営業外費用		
支払利息	11	22
為替差損	296	—
貸倒引当金繰入額	—	23
その他	29	19
営業外費用合計	337	66
経常利益	2,825	3,751
特別利益		
固定資産売却益	0	5
特別利益合計	0	5
特別損失		
固定資産除売却損	8	9
退職特別加算金	—	33
特別損失合計	8	43
税金等調整前四半期純利益	2,816	3,713
法人税、住民税及び事業税	1,041	1,124
法人税等調整額	△144	△329
法人税等合計	897	795
四半期純利益	1,919	2,917
非支配株主に帰属する四半期純利益	455	350
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,464	2,567

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)
四半期純利益	1,919	2,917
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	38	205
繰延ヘッジ損益	7	4
為替換算調整勘定	△1,451	△525
退職給付に係る調整額	27	13
その他の包括利益合計	△1,378	△302
四半期包括利益	541	2,615
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	363	2,301
非支配株主に係る四半期包括利益	177	313

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2015年6月30日)
受取手形割引高	一百万円	46百万円

2 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2015年6月30日)
フジテック アルゼンチーナ S.A.	54百万円	40百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)
減価償却費	570百万円	618百万円
のれんの償却額	26百万円	29百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2014年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,216	13.00	2014年3月31日	2014年6月25日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金11百万円を含めています。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2015年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,050	12.00	2015年3月31日	2015年6月24日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金8百万円を含めています。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2015年4月8日の取締役会決議に基づき、自己株式6,491,400株（7,666百万円）の取得を行いました。この取得等により、当第1四半期連結累計期間において自己株式が7,647百万円増加し、当第1四半期連結累計期間末において自己株式は15,474百万円となりました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	北米	欧州	南アジア	東アジア	計		
売 上 高								
外部顧客への売上高	12,487	3,723	184	3,676	14,459	34,531	—	34,531
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,049	4	0	—	1,718	2,773	△2,773	—
計	13,537	3,728	185	3,676	16,177	37,304	△2,773	34,531
セグメント利益又は 損失 (△)	923	△297	△1	508	1,528	2,660	41	2,701

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額41百万円には、セグメント間取引消去△13百万円およびたな卸資産の調整額54百万円が含まれています。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	北米	欧州	南アジア	東アジア	計		
売 上 高								
外部顧客への売上高	13,821	5,287	119	4,812	14,459	38,499	—	38,499
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,062	13	1	0	1,974	3,052	△3,052	—
計	14,883	5,300	120	4,812	16,433	41,551	△3,052	38,499
セグメント利益又は 損失 (△)	1,350	△181	△7	707	1,317	3,186	44	3,231

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額44百万円には、セグメント間取引消去2百万円およびたな卸資産の調整額41百万円が含まれています。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	15円80銭	31円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	1,464	2,567
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,464	2,567
普通株式の期中平均株式数 (千株)	92,699	80,912
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15円79銭	31円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	35	59
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1 前第1四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式(前第1四半期連結会計期間末838,700株)を含めています。なお、当該信託として保有する当社株式の期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間において853,209株です。
- 2 当第1四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式(当第1四半期連結会計期間末709,300株)を含めています。なお、当該信託として保有する当社株式の期中平均株式数は、当第1四半期連結累計期間において719,497株です。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2015年8月7日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 勇 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 伸 吾 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2015年4月1日から2015年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2015年4月1日から2015年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社の2015年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。